

美瑛町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、美瑛町補助金交付規則（平成9年美瑛町規則第5号）に定めるもののほか、美瑛町既存住宅耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）の交付に対する事務手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、美瑛町内にある既存住宅の耐震改修工事を町内業者の施工で行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、既存住宅の耐震改修の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 既存住宅

昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、併用住宅（店舗併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）及び共同住宅をいう。

(2) 耐震診断

次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号別添）」第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断

イ 国土交通大臣が上記アの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について（平成17年7月5日国住指第902号）」による耐震診断

ウ 上記のアからイに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(3) 町内業者

町内に本店を有する業者をいう。

(4) 耐震改修工事

耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事

で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

(補助の対象)

第4条 補助の対象となる既存住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

(1) 耐震改修工事を行おうとする者（以下「申込予定者」という。）が所有し、自ら居住の用に供している既存住宅で、建築の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有の住宅にあつては、耐震改修工事等について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。

(2) 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたもの。ただし、共同住宅にあつては次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

ア 社団法人北海道建築設計事務所協会に設置されている建築物耐震診断判定委員会において耐震診断結果が確認されていること。

イ 財団法人北海道建築指導センターに設置されている耐震改修計画評定委員会において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けて耐震化を行うもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定を受けて耐震改修を行うもの。

(3) 建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がないこと。

(4) 申込予定者が町税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、対象住宅について所有者が行う耐震改修工事及び耐震改修工事の実施に伴う付帯工事（外壁、屋根の更新、断熱改修等を含む）に係る経費とする。ただし、耐震改修工事に明らかに寄与しない工事は、当該工事分を分離して算定し補助対象経費から除外する。

(補助金の交付額等)

第6条 住宅耐震改修に対する交付額は、次に掲げる額とする。

(1) 補助対象経費が20万円未満の場合は当該経費の額

(2) 補助対象経費が20万円以上200万円未満の場合は20万円

(3) 補助対象経費が200万円以上300万円未満の場合は当該経費の10パーセント

(4) 補助対象経費が300万円以上の場合は30万円

2 前項で計算された1棟あたりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、工事着手前に美瑛町既存住宅耐震改修費補助金申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。

(1) 耐震診断報告書（写し）

(2) 改修計画書（別紙1）

(3) 位置図、配置図、平面図、立面図等（改修内容の詳細が把握できるもの）

(4) 補強後の想定耐震診断報告書

(5) 耐震改修工事費見積内訳書

(6) 外観写真2面以上（既存住宅）

(7) 納税証明書

(8) その他必要なもの

3 町長は、第1項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を美瑛町既存住宅耐震改修費補助金審査結果通知書（別記様式第2号）により申込者に通知するものとする。

4 町長は、第1項の申込書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申込者はこの現地調査等に協力しなければならない。

(申込み内容の変更)

第8条 申込み内容に次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、美瑛町既存住宅耐震改修費補助金申込（変更・取消）届（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(1) 施工業者の変更

(2) 耐震改修工事費の変更

(3) 耐震改修工事の中止

2 改修工事計画に変更が生じた場合は、町長の承諾を得なければならない。

3 町長は、第1項の届出を受理したときは、その内容を審査し、その結果を美瑛町既存住宅耐震改修費内容変更承諾書（別記様式第4号）により、申込者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 第7条の規定による申込みを行い、補助対象として適当であることの通知を受けた申込者で耐震改修工事の完了した者は、補助金の交付申請を行うことができる。ただし、当該年度の3月15日までに交付申請を行わない場合はその効力を失う。

2 前項の規定による申請は、美瑛町既存住宅耐震改修費補助金交付申請書（別記様式第5号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。

- （1）改修工事後の耐震診断報告書
- （2）竣工図（改修内容の記載されたもの）
- （3）施工状況写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）
- （4）完成写真
- （5）工事請負契約書（写し）
- （6）工事代金請求書又は領収書（写し）
- （7）その他必要なもの

（補助金の交付決定及び交付）

第10条 町長は、前条の規定による申請書及び関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査したうえで、補助金の交付を決定する。また、美瑛町既存住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知し、補助金の交付を行うものとする。

（補助金の返還）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件、規則、交付要綱若しくはこれに基づく美瑛町の処分に違反したときは、町長は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させるものとする。

（書類の保管）

第12条 この事業に関する書類は事業完了後10年間保存するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。